

文教委員会資料⑦

1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明

- (7) 議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第195号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和7年11月21日)

議案第 195 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営 の基準に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

1 条例改正の背景

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 80 号）

2 改正内容

上記 1 に伴い、一般型乳児等通園支援事業所に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えるもの

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 3 月 26 日 条例第 41 号 (職員) 第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士及び</u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1 の一般型乳児等通園支援事業所につき 2 人を下回ることはできない。 3 第 1 項の規定により配置する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。	○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 3 月 26 日 条例第 41 号 (職員) 第 23 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1 の一般型乳児等通園支援事業所につき 2 人を下回ることはできない。 3 第 1 項の規定により配置する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。 (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

改正後	改正前
(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。	(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。